

座間市教育委員会 4月定例会会議録

1 開 会 日 令和5年4月12日（水）

2 場 所 座間市役所5階教育委員会室

3 出席委員 教育長 木島 弘
 教育長職務代理者 馬場 悠男 委員 北村 美奈子
 委員 有山 周一

4 出席職員 教育部長 安藤 誠 教育総務課長 高木 力
 就学支援課長 野澤 慎 保健給食担当課長 東 真
 教育指導課長 下斗米 淑子 教育研究所長 石田 正行
 生涯学習課長 吉野 芳絵 図書館長 飯田 京子

5 書 記 教育総務係長 佐藤 雄一 教育総務課主事補 岡崎 郁弥

6 開会時刻 午前9時34分

7 案 件

No.	議案番号	議 案 事 項 名	提案説明者	結果
1	22	座間市教育委員会職員の人事について	教育部長	承認
2	23	座間市教育委員会職員の人事について	教育部長	承認
3	24	座間市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則	生涯学習課長	承認
4	25	市指定史跡名勝天然記念物の指定解除について	生涯学習課長	承認

No.	報告番号	報 告 事 項 名	報告者	結果
1	5	県費負担教職員の任用について	就学支援課長	—

8 閉会時刻 午前10時3分

木島教育長 それでは、ただいまより座間市教育委員会 4 月定例会を開会いたします。

本日は、鈴木委員から欠席の連絡を受けておりますが、在任委員に教育長を含めた人数の過半数が出席していますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 3 項の規定により、会議は成立するものといたします。

お諮りします。会期は今日一日でよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 それでは、会期は 4 月 1 2 日今日一日といたします。

次に、座間市教育委員会会議規則第 2 1 条第 2 項の規定により、会議録署名委員に有山委員と馬場委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

続きまして、教育長報告に移ります。前回の定例会からの経過を報告いたします。

<教育長報告>

木島教育長 3 月 2 7 日 (月) 教育委員会定例会、教育長、教育長職務代理者、鈴木委員、北村委員、有山委員出席です。

3 月 2 9 日 (水) 市スポーツ・文化振興財団臨時評議員会、教育長出席です。

3 月 3 0 日 (木) 叙位・叙勲伝達式 (青木雅博氏)、教育長出席です。

同日、市自閉症児・者作品展 2 0 2 3、教育長見学です。

3 月 3 1 日 (金) 市辞令交付式、教育長出席です。

同日、教育委員会事務局職員退職辞令交付式、教育長出席です。

同日、教職員退職等辞令交付式、教育長、教育長職務代理者、鈴木委員、北村委員、有山委員出席です。

4 月 1 日 (土) さくら祭り開会式、教育長出席です。

4 月 2 日 (日) 春季学童軟式野球大会開会式、教育長出席です。

4 月 3 日 (月) 市辞令発令式・辞令交付式、教育長出席です。

同日、教職員辞令交付式・教育委員会事務局職員辞令交付式、教育長、教育長職務代理者、鈴木委員、北村委員、有山委員出席です。

4 月 4 日 (火) 初任者研修会、教育長出席です。

4 月 5 日 (水) 定例校長会議、教育長出席です。

4 月 6 日 (木) 座間中学校入学式、教育長出席です。

4 月 7 日 (金) 相模中学校、栗原中学校退任式、教育長、教育長職務代理者出席です。

4 月 9 日 (日) ～神奈川から世界へ～平和への祈り「第九」(演奏会)、教育長鑑賞

です。

4月11日（火）定例教頭会議、教育長出席です。

同日、相模原市立大野南中学校分校（夜間学級）入学式、教育長出席です。

以上でございますが、4月6日に座間中学校の入学式に、私と教育部長で参列して参りました。新一年生の標準服が変わったということ、それからマスクがどのような状況であるかということで、参列をさせていただきました。部長から、その様子をお伝えいただければと思います。よろしくお願いいたします。

安藤部長 ただいま、教育長からありましたとおり、座間中学校の入学式に参列して参りました。マスクに関しては、ほぼほぼ全員が付けている状況であり、若干何名かは外している生徒もおりましたけれども、マスクはまだ手放せない状況なのかなという印象でした。標準服に関しては、詰襟学生服の子もおりました。仲良く他の子とお話をしている姿も見ましたので、そういう意味では良かったのかなと思いました。また、女子生徒の方で、スラックスの方もおりました。女子のネクタイですが、リボン型のネクタイをしている子もいれば、男子生徒と同じようなネクタイをしている方もおりました。上着とズボン、スカートの色味は同じなので、統一感はある中でも若干バラエティーがでて、すごく良かったのかなという印象です。以上です。

木島教育長 ありがとうございます。というような状況が、新一年生の入学式に見られました。経過報告について、以上でございますが、御質問等ございますか。

木島教育長 御質問等もないようですので、以上で経過報告を終わります。

次に、本日の案件に移りますが、まずは非公開とする案件についてお諮りします。2ページの議事運営要領を御覧ください。議案第22号及び第23号、並びに報告第5号については、人事に関する案件ですので非公開にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

木島教育長 御異議なしと認め、議案第22号及び第23号、並びに報告第5号は非公開といたします。

また、審議の順番については、公開案件の後に非公開案件を行うことといたします。

それでは、議案第24号「座間市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則」について、説明をお願いいたします。

(吉野課長 挙手)

木島教育長 吉野生涯学習課長、お願いいたします。

吉野課長 それでは、資料20ページを御覧ください。本件については、座間市個人情報保護条例の廃止に伴う所要の改正について提案するものです。

改正文については21ページ、新旧対照表は22ページのとおりです。今回の改正では、第4号様式から「提出した個人情報は座間市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。」という文章を削除いたしました。座間市個人情報保護条例が廃止されたことに加え、本規則における他の様式には同様の文章が入っていないことから、削除したものです。なお、施行日は令和5年4月1日といたしました。

議案第24号の説明は以上です。

木島教育長 ありがとうございます。ただいまの件につきまして、御質問等ございますか。

(馬場委員 挙手)

木島教育長 馬場教育長職務代理人、お願いいたします。

馬場委員 座間市個人情報保護条例を廃止する、とはどういう意味なのでしょうか。

(吉野課長 挙手)

木島教育長 吉野生涯学習課長、お願いいたします。

吉野課長 座間市個人情報保護条例というものがございまして、座間市において個人情報をこのように取り扱います、ということが規定されているものでございますが、個人情報保護条例は各市で定めることとなっております。今回は、国の方で個人情報保護に関する法律が定められまして、それに応じて各自治体が、それに関連するものを定める作りに、法律全体の組み立てが変わりましたので、単独で規定しておりました条例につきましては廃止し、新たな条例が作られたという経過がございます。

木島教育長 大変分かりやく御説明いただきまして、ありがとうございます。

他に御質問等ございますか。よろしいでしょうか。

木島教育長 御質問等もないようですので、議案第24号は承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議等ないようですので、議案第24号は承認いたします。

続きまして、議案第25号「市指定史跡名勝天然記念物の指定解除について」、説明をお願いいたします。

(吉野課長 挙手)

木島教育長 吉野生涯学習課長、お願いいたします。

吉野課長 それでは、資料23ページを御覧ください。本件については、市指定史跡名勝天然記念物の指定の解除について、提案するものです。市指定史跡名勝天然記念物のシラカシ一株が伐採されたことにより、天然記念物としての価値を失ったことによる指定の解除を提案するものです。

次に、資料24ページを御覧ください。シラカシの説明をさせていただきます。このシラカシは栗原神社内にあり、樹高は約20メートル、推定樹齢は約500年です。昭和53年12月23日に市指定天然記念物として指定されました。

次に、伐採の経過について御説明いたします。当該シラカシは、数年前からナラ枯れの原因となる「カシノナガキクイムシ」や「コスカシバ」の虫害にあっており、幹の空洞化も進行していましたが、毎年、市で委託している樹木健康診断で経過を観察し、必要に応じて治療や虫害対策を施しつつ維持されていたもので、令和4年度の診断でも緊急を要する所見は無く、回復傾向を示す内容でした。

本年3月におきまして、当該シラカシの管理者である座間神社から日常手入れを委託されている栗原神社氏子会が、3月20日枝剪定のために入った植木屋から「この木はだめだ」との指摘を受け、市と同一の診断をしている樹木医が現地で診察を行いました。その結果、枯死していると診断されました。

先程申し上げたとおり、樹高20mととても高く、重量もあり、幹の空洞化や根の脆弱化も進行していたことから、倒木の危険があり、すぐ隣に社殿、住宅があることから倒木時の周辺被害が心配であるということで、伐採もやむを得ないという結論に至ったということです。伐採は氏子会により行われました。この伐採された事実を本市が確認した後、資料25、26ページにありますように、座間市文化財保護委員会に指定の解除について諮問し、同委員会から指定を解除することは妥当である旨の答申がありました。なお、座間市文化財保護条例第10条の規定により、伐採等の場合

には管理者が事前に連絡することとなっておりますが、今回は倒木の危険など緊急を要したため、残念ながら事前に連絡をいただくことができませんでした。この点について、同委員会から、資料27ページにありますような意見が付されております。

議案第25号の説明は以上です。

木島教育長 ありがとうございます。ただいまの件につきまして、御質問等ございますか。

木島教育長 御質問等もないようですので、議案第25号は承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議等ないので、議案第25号は承認いたします。

木島教育長 本日、公開の案件は以上です。

ここからは、非公開案件の審議に移ります。

(議案第22号及び23号「座間市教育委員会職員の人事について」、並びに報告第5号「県費負担教職員の任用について」は非公開)

木島教育長 本日の案件は以上です。

その他、会議の中で取り上げたいことはございますか。

木島教育長 よろしいでしょうか。

それでは、次回の定例会は令和5年5月10日(水)午前9時30分から教育委員会室で開催いたします。

以上で座間市教育委員会4月定例会を閉じさせていただきます。